

(別記 1)

かんしょ生産拡大対策整備事業
(かんしょ重要病害虫対策整備事業)

第 1 事業の内容

本事業は、サツマイモ基腐病等の対策のため、健全な苗及び種いもを供給することを目的に、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成するものとする。

第 2 応募要件

- 1 本事業の公募に応募できる者は、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。
 - (1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）
 - ア 農業協同組合
 - イ 農業協同組合連合会
 - ウ 農事組合法人
 - エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - オ 特定農業法人及び特定農業団体
 - カ その他農業者の組織する団体
 - (2) かんしょでん粉製造事業者
 - (3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
 - (4) かんしょ加工品製造事業者
 - (5) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）であって、施設整備を行う者が協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること
- 2 本事業を構成する事業の実施主体は、以下の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
 - (2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
 - (3) 規約等において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第 3 採択要件等

- 1 対象となる作物、地域の範囲
本事業の対象となる作物は、かんしょとする。
事業実施地域は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調

整に関する法律第 33 条第 1 項の指定地域をいう。) の区域内とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から 1 つ以上設定することとする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の 10a 当たり収量を 10%以上増加
- (2) かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を 10 ポイント以上削減

3 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、2 の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、2 の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第 4 補助対象経費、補助率等

1 補助対象経費は、苗及び種いもの供給等に係る設備のうち、重要病害虫の対策に向けた施設の新設や既存施設の改修のために必要な以下の施設の整備経費とする。

(1) 種子種苗生産供給施設

組織培養（ウイルスフリー苗を含む。）、苗・種いもの生産、種いもの保管・貯蔵等に係る設備及び機器

(2) 病害虫まん延防止施設

種いもの消毒等に係る設備及び機器

2 補助率は 1 / 2 以内とする。

3 1 の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね 5 年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

- (1) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費
- (2) 施設用地の整備や改良などの整備のための経費

6 本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱

いについて」（令和４年４月１日付け３新食農 2088 号、３農産第 2897 号、３畜産第 1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長 通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

第５ 事業の実施手続等

１ 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式５－３により行うものとする。

２ 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記３－１「かんしょ生産拡大対策整備事業（かんしょ重要病害虫対策整備事業）に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。

３ 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。